

平成30年第2回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月5日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○報告第 1号 平成29年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について	8
○報告第 2号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越の報告について	8
○報告第 3号 平成29年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について	8
○報告第 4号 平成30年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について	8
○承認第 1号 専決処分事項の承認について(板倉町税条例等の一部改正)	9
○承認第 2号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部改正)	10
○承認第 3号 専決処分事項の承認について(平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))	11
○議案第38号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12
○議案第39号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	13
○議案第40号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について	13
○議案第41号 280MHz デジタル同報無線システム整備工事の契約について	14
○議案第42号 町道路線の廃止について	18
○議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について	19

○議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	19
○散会の宣告	20
散会（午前10時08分）	20

第2日 6月6日（水曜日）

○議事日程	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	21
○職務のため出席した者の職氏名	22
開議（午前9時00分）	23
○開議の宣告	23
○諸般の報告	23
○一般質問	23
本間清議員	23
青木秀夫議員	35
○議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について	48
○議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	48
○散会の宣告	49
散会（午前11時30分）	49

第8日 6月12日（火曜日）

○議事日程	51
○出席議員	51
○欠席議員	51
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
○職務のため出席した者の職氏名	52
開議（午前9時00分）	53
○開議の宣告	53
○諸般の報告	53
○議案第45号 板倉町税条例の一部改正について	53
○議案第46号 板倉町役場庁舎建設事業建築工事の変更契約について	54
○議案第47号 板倉町役場庁舎建設事業電気設備工事の変更契約について	54
○議案第48号 板倉町役場庁舎建設事業機械設備工事の変更契約について	54

○陳情第 2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情	5 7
○議員派遣の件	5 8
○閉会中の継続調査、審査について	5 8
○町長挨拶	5 8
○閉会の宣告	6 1
閉 会 (午前 9時34分)	6 1

板倉町告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成30年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月1日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成30年6月5日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成30年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年6月5日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1号 平成29年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について
日程第 4 報告第 2号 平成29年度国民健康保険特別会計繰越明許費繰越の報告について
日程第 5 報告第 3号 平成29年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について
日程第 6 報告第 4号 平成30年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について
日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）
日程第 8 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
日程第 9 承認第 3号 専決処分事項の承認について（平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補予算（第4号））
日程第10 議案第38号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11 議案第39号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第40号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第41号 280MHz デジタル同報無線システム整備工事の契約について
日程第14 議案第42号 町道路線の廃止について
日程第15 議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
落合均	総務課長
根岸光男	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
橋本宏海	福祉課長
小野寺雅明	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長
伊藤良昭	農業委員会 農事事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

小林桂樹	事務局長
川野辺晴男	庶務議事係長
福知光徳	行政安全係長兼 議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

ただいまから告示第62号をもって招集されました平成30年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。平成30年の第2回定例議会ということで招集をさせていただきましたが、議員各位には何かとご多忙の中、いつものとおりにご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

例年のことながら、この時期、農業立町である我が町の風物詩とも言える田植えも順調に進んでいるようでありまして、小麦後の植えつけ等終盤戦に入っており、冬・春野菜の中心である施設キュウリも抑制栽培の植えつけ計画をにらみながら、最終の頑張りとなっているようでもございます。

また、ここ一、二年、ハウスレタスあるいは露地キャベツ、ニンジンあるいはニンニク、ネギ等々の栽培、大きな圃場もあちこちに見られるようになり、米プラス施設園芸という長年続いてきた我が町の農業形態も少しずつ変化を感じるころでもございます。四、五月といいますが、春につきましては、平年並みか、やや安価の、安値の傾向とのお話も聞いておりますが、果たして6月末あるいは7月の初旬に締めてどうなるのか、まだ今後小1カ月あるわけでありまして、農家の皆さんの内容も期待をしたいと思います。

さて、注目の北朝鮮問題では、昨年の6月議会でも核武装に対する強硬姿勢を私もこの挨拶で批判をさせていただきましたが、それから丸々1年が経過しております。今年になって平昌オリンピックを境に友好親善的な変化を見せ、非難の応酬による悪化状況から劇的に朝韓トップ会談が実現し、関係国の視線を集中させたところであります。その後、韓国大統領の対米・対朝往復外交により、米朝トップ会談の実現可能性が確定的になり、日本の拉致問題解決も含めた核の不可逆的検証可能な廃棄の実現性も高まり、朝鮮半島や北東アジアの安定に大きな期待を膨らませる状況に、日本は当事者として、もちろん世界中から歓喜の状況になったわけではありますが、その後、米朝の駆け引きの中で主導権争いと言われておりましたが、トランプ大統領、突然の会談の中止通告で一転し、強気だった北朝鮮につきましては、彼らいつもの会談実現に対する瀬戸際戦術が不発というような形であったという向きもありますが、形を変えてその後、抱きつき戦術で現在再交渉に入っている今日であります。

6月12日に実現が間違いなくされるようではありますが、米国につきましては硬軟両戦術プラス会議決裂に備え、最強打撃軍を日本海に集結させながら、同じ失敗を繰り返さないとして取り組んでいるように映っております。しかし、トランプ大統領の胸の内が本当の意味であと何日か後にはっきりするわけであり、あわせて米・中・ソ・英・韓、そして日本とそれぞれの関係国のこのところの水面下の外交には余儀なくされている状況でございます。

また、保護主義の強いアメリカが、安全保障を理由に、鉄鋼、アルミ、自動車等に対し一方的に不均衡を是正するための税を関税を例外としない旨発表したことにより、貿易摩擦の不安が全世界的に広がり、既に株価にも影響を及ぼし始めている現状であります。

また、複雑な中東情勢の中、先般イスラエルの首都をエルサレムに移したことにより、もともとが宗教戦争を繰り返した地域でもありますので、禁断の扉を再びあけてしまったと言われてもおりまして、中東地域の今後を大きく心配する声も拡大していることと、トランプ大統領の表現はいかがなものかとも言われるかとも思いますが、変人ぶりに今後が読めない事態が次々と起こってきているのも事実であります。随所にアメリカによる力の外交が展開され、日本への政治経済への影響も読み切れていない状況と現在と言われております。

国内では、これも昨年の6月議会でも触れましたが、1年たっても森友、加計あるいは防衛省あるいは厚生労働省等々の問題で明け暮れをしています。昨日終止符を一定の線で打ったとも今朝の報道等でも言われておりますが、いわゆる公文書改ざん、廃棄が伴う問題がずっと1年たっても解決がされていないという国民の心理の状況であります。新聞によっては、先ほど申し上げた北朝鮮問題あるいはアメリカの保護主義問題、TPPあるいは労働者問題、改憲問題等々も含めて、もっとより大事なものがあるはずなのに、議論すべきそういった国内外の大きな問題をさておき、森・加計、防衛、その他先ほどの文書改ざんの問題ばかりを追及する野党の姿勢はいかがなものかという報道もありますが、圧倒的多数の与党自民党が支える安倍内閣を守るためと思われる、「ない」、「知らない」から「出さない」、「忘れた」あるいはへ理屈を並べる、最終的には隠蔽するという体質に見える政府の対応や与党の対応が国民から見え見えの中で、日本でも最も、世界でも最も優秀だと言われた日本の官僚の頭のよさを国民のために使うどころか、誰かのために使っている、あるいは組織の隠蔽のために知恵を出し抜いているという体質がうんざりの状況で続いておりまして、国家公務員全体への不信感が広がっているところでもあります。

また、都合が悪いことには徹底的に逃げるように見える状況が毎日マスコミで流れていることから、加計学園問題の愛媛県あるいは今治市へのうその報告あるいは日大フットボール等々の問題等にも最高学府あるいは最高学府の長の対応とは思えない非常識な対応がまかり通る日本の政治に対し、教育的にも日本社会全般に悪い影響を与えていないか、非常に心配であります。説明責任をいかに努めるかでなくて、説明責任をいかに逃れるか、国民そのものを忘れた法律的言葉遊びゲームのようでありまして、全面的に火消しに回る自民党あるいは内閣の姿がどう国民の目に映るのか、さらにこれから注目をしていきたいと思っております。

町も昨年八間樋橋線の完成を経て、去る今年の3月24日の国道354号北川辺バイパス開通式典も行われ、積年の大事業2つが実現し、新たに大きく利便性の向上した町として、4月の新年度に臨んだところであります。

以来2カ月経過した今日であります。庁舎建設、防災事業、合併あるいは小学校再編、土地改良事業あるいは企業・商業誘致等々主要事業を中心に計画に沿って現在進捗をいたしているところであります。昨日、おととい、6月の第1日曜にはご協力を議員さんにもいただきましたが、避難訓練も前年度比プラス329人プラス120世帯と向上いたしておりますし、第2週にはスポーツフェスティバル、第4週にはポンプ操法大会と続いてまいります。

このような社会情勢の中、本議会におきまして報告4件、承認3件、議案7件を上程させていただきました。

た。慎重にご審議いただき、原案どおり可決をいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。大変ありがとうございます。ご苦労さまです。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、今定例会に付議される案件は、報告4件、専決処分事項の承認3件、条例の一部改正議案3件、工事の契約議案1件、町道路線の廃止議案1件、補正予算議案2件、陳情1件であります。また、議員配付のみの陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり、1件提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

10番 黒野一郎 議員

11番 市川初江 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、5月21日及び6月1日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。

本件につきましては、5月21日及び6月1日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日6月5日から12日までの8日間といたします。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、報告第1号から報告第4号について提案者より報告が行われま
す。次に、承認第1号から承認第3号、議案第38号から議案第42号について提案者より提案理由の説明の後、
審議決定いたします。次に、議案第43号、議案第44号の補正予算関係2議案については、提案者より提案理
由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の会議終了後、予算決算常任委員会を開

催し、付託案件を審査の上、委員会採決をいたします。

第2日目の6日は、2名の議員が一般質問をいたします。次に、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係議案について委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の7日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

第4日目の8日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

休日を挟んで第7日目の11日は休会とし、最終日の12日は、総務文教福祉常任委員会へ付託した陳情案件について、委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

また、議員派遣の件及び閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上でご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12日までの8日間と決定いたしました。

-
- 報告第 1号 平成29年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について
報告第 2号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越の報告について
報告第 3号 平成29年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について
報告第 4号 平成30年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○青木秀夫議長 日程第3、報告第1号 平成29年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてから日程第6、報告第4号 平成30年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてまでの4議案を一括議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、早速ご審議をいただきたいと思います。

まずは、報告第1号からただいま議長からご指摘がありましたように、報告第4号までいずれも報告事項でございますので、その提案理由を一括して説明をさせていただきます。

初めに、報告第1号 平成29年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてご説明を申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

繰り越した事業は、町税徴収管理業務、翌年度への繰越額は1,700万円、財源は全て一般財源でございます。

以上が報告第1号でございます。

続いて、報告第2号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越の報告についてでございます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は、国保税賦課徴収事業に159万3,000円、一般被保険者保険税還付金に86万7,000円、退職被保険者等保険税還付金に4万1,000円、一般被保険者保険税還付加算金に2,000円、退職被保険者等保険税還付加算金に1,000円、翌年度への繰越額は合計で250万4,000円でございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。

以上が報告第2号についてであります。

次に、報告第3号 平成29年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成29年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場に係る地権者の連絡調整及び代替地の水利費補償等の業務であります。

決算につきましては、収入10万1,982円に対しまして、支出11万5,602円であり、1万3,620円の損失でございました。なお、本件につきましては、町の監査委員から、決算について適正に処理されている旨の報告もあわせていただいております。

以上、平成29年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についての報告といたします。

次に、報告第4号 平成30年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご説明を申し上げます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成30年度の主な事業計画といたしましては、板倉ゴルフ場に係る地権者の用地調整業務であります。

予算の概要につきましては、用地調整業務の費用及び法人税等の経費として、25万4,000円の支出に対しまして、群馬県企業局からの用地調整業務に関する収入及び預金利息の収入を見込んでおります。

以上、平成30年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご報告をいたしました。

以上、報告第1号から第4号までを一括してご説明申し上げたところでありますが、いずれも課長の説明は予定をいたしておりません。ご了解いただきますようお願い申し上げます、説明とかえさせていただきます。ありがとうございます。

○青木秀夫議長 以上で報告第1号から報告第4号を終わります。

○承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）

○青木秀夫議長 日程第7、承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、続いて、承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部改正）についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成30年地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたところであります。そのため、板倉町税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日、同日付で専決処分をしたものであります。

今回の主な改正内容でございますが、外国子会社合算税制等の見直し、土地の固定資産税の負担調整措置の延長及びバリアフリー改修が行われた劇場等の税額の減額措置の創設であります。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましては、申し上げたとおりのことでありますので、改めての課長の説明は予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○青木秀夫議長 日程第8、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、承認第2号であります。同じく専決処分事項の承認について、内容は板倉町国民健康保険税条例の一部改正であります。

本案につきましては、平成30年度税制改正におきまして、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減措置の見直しが行われ、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことにより、板倉町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付、平成30年3月31日付で専決処分をしたものであります。

今回の改正内容でございますが、課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得についても引き上げを行いました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

同じく担当課長の説明も予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。
これより承認第2号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。
よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○承認第3号 専決処分事項の承認について（平成29年度板倉町後期高齢者医療特別
会計補正予算（第4号））

○青木秀夫議長 日程第9、承認第3号 専決処分事項の承認について（平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。
栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、同じく承認第3号であります。専決処分事項の承認ということで、内容は平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございます。

本件は、平成30年3月30日付で専決処分を行った平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について承認を求めるものでございます。

本補正予算は、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,290万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に350万円を追加し、歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に350万円を追加するものでございます。

補正及び専決処分の理由でございますが、群馬県後期高齢者医療広域連合が仮算定を行った平成29年度保険料負担金に不足が生じたため、さきの3月議会で補正予算措置をいたしましたが、さらに保険料が仮算定を超える歳入見込みとなったため、保険料負担金につきましても、専決処分にて予算を補正させていただいたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

これについても同じく課長の説明は予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。
これより承認第3号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。
[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。
よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

○議案第38号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第38号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第38号であります。板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。
本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定により、当該改正基準に従い、本条例の一部を改正するものであります。上位法の改正に伴う当町条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、放課後児童支援員の基礎資格である教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いの明確化及び高等学校を卒業していない者に対する放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るものでございます。

以上、説明申し上げましたが、そういったことでございますので、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、担当課長の説明は改めて用意をいたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。
これより議案第38号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第11、議案第39号 板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第39号であります。議案の内容は、板倉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、厚生労働省令の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、当該条例の一部改正を行うものであります。同じく上位法の改正により、町条例をそれに沿って改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の提供者を介護職員初任者研修課程修了者に限定するというを明記するものでございます。また、条文中の文言等の修正をしたということでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

同じく課長の説明はございません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議案第40号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第12、議案第40号 板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営等の基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第40号をお願いしたいと思います。同じく板倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてということでもあります。

本案につきましては、厚生労働省令の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、当該条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、条文中の引用規定の修正でございます。

以上のことでございますので、課長の説明も予定しておりませんが、ご理解とご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議案第41号 280MHz デジタル同報無線システム整備工事の契約について

○青木秀夫議長 日程第13、議案第41号 280MHz デジタル同報無線システム整備工事の契約についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第41号であります。280MHz デジタル同報無線システム整備工事の契約について、いわゆる防災ラジオのこれは基地局の工事の契約についてということでもまずはご理解をいただきたいと思います。280MHz デジタル同報無線システム整備工事の契約についてということでご説明申し上げます。

本案につきましては、280MHz デジタル同報無線システム整備工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本工事の契約金額、契約の相手方について説明させていただきます。

契約金額につきましては、9,439万2,000円、うち消費税は699万2,000円でございます。

契約の相手方につきましては、株式会社エヌエイチケイアイテック前橋事業所でございます。

以上の契約の内容について、5,000万円を超えるということでございますので、その関係の地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めるものであります。

これにつきましては、ただいま申し上げたとおりの内容でございますので、改めての課長の説明は予定しておりません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 9番、延山です。このたびのデジタル同報無線システムの整備工事ということになるわけですが、先般の説明によりますと、新庁舎の屋上にアンテナの設置ということの説明があったわけです。そうしますと、庁舎につきましては、12月ごろまでには完成というようなことで作業等が進められているということになるわけなのですが、そうしますとその運用開始ということになるのですけれども、それについてはどのように考えているか、時期的も含めてよろしくお願ひいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまの延山議員様からの運用開始の時期ということでご質問ございましたが、先日の議員協議会の資料等々でも、以前導入関係のスケジュールということで、検討委員会のほうでお示しさせていただいた中では、年明けの1月から試験放送、そして2月からの運用開始ということで、開庁に合わせた運用開始ということで想定をしております。

○青木秀夫議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 2月から利用できるということの説明があったわけです。この時期ということは、災害の中で台風とか、そういうシーズンではないということになるのですけれども、当然今回の防災無線、防災ということを主としたシステムの構築になるわけですが、当然町といたしても、せっきくの大きな金額を投資してのシステムということでございますので、災害だけではなくて、やはり町の緊急情報のシステムとしても当然活用していかなければならないと思うのですけれども、それについてはどのようにお考えなのか。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 運用面につきましては、対応関係も含めまして今後検討させていただいて、また検討委員会の委員さんなりとか、各方面からのご意見をいただいて決定してまいりたいというふうに考えております。

○青木秀夫議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 活用していくということになりますと、当然費用等も若干かかっていくのかなと思うのですが、せっきくのシステムということでございますので、大いに活用していくということ、災害はよく言うように、100年とか1,000年に1度ということになるのですけれども、あつてはならないわけで

すけれども、ただ宝の持ち腐れとならないように対応をしていってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 ほかに。

今村議員。

○7番 今村好市議員 本案件につきましては、特命随意契約をせざるを得ない背景ということは、十分理解の上で質問させていただきます。

ここにある予定価格9,543万9,600円、これについては設計額イコール予定価格だというふうに理解をしておりますが、この予定価格の算出については、町が直接やったのか、専門業者に委託をしたのか、その辺の額の算出の根拠について1点お伺いいたします。

それと、契約金額と予定価格の比較をして、請負比率についてはどのぐらいになっているのか。逆算、割ってみればわかるのですが、その辺についてどうなっているのか。

それと、一般の公共工事の平均的な請負契約と今回の請負契約がどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

それともう一点は、いずれラジオのいわゆる備品の購入はあると思いますが、このラジオの購入については、やはりこの今回契約をする業者と契約をして購入するのでしょうか。

その何点かについてお伺いいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 まず、1点目でございますが、設計額の根拠ということでございますが、こちらは昨年予算、今年度の当初予算を計上する段階から、先ほど申し上げましたが、今回の工事業者については、このシステムの運用を東京テレメッセージが行っておりまして、この東京テレメッセージの認定工事会社のみが工事を行うという形となっております。この今回のエヌエイチケイアイテック1社が東京テレメッセージの認定工事会社ということになっておりますので、当初予算計上の段階から新庁舎の設置に合わせた見積もりとか、そういったものをいただいております。

今回、また仮契約を締結するに当たりまして、再度参考の見積もりをいただいた中で、その後、またさらに担当が内容を精査させていただいて、予定価格を設定させていただいたものでございます。この予定価格については、そういった内容ということでご理解をいただければと思います。

次に、請負比率でございますが、予定価格、税込みで9,543万9,600円に対しまして、9,493万2,000円ということで、98.90ということでございます。この請負比率の価格につきましては、全協のときも今村副議長さんからご指摘ございましたが、随意契約であります。価格交渉ということでお話をございましたので、5月23日に見積書の提出をいただき、開封後にこの金額からさらに値引き交渉ということで検討を依頼いたしました。ただし、もともとがこの見積もりの金額が内容を精査されたものということで、ぎりぎりの金額として、エヌエイチケイアイテック前橋事業所からもぎりぎりの金額で提示をいただいているということで、これ以上の値引きはできないということで回答をいただき、最終的には仮契約をさせていただいたという経緯がございます。

一般の請負比率の関係ですが、財政のほうで担当になるかと思いますが、最近では98%程度ぐらいというも

のが多いのかなという感じはいたします。

それと、ラジオの購入関係でございますが、こちらにつきましては、また改めまして備品購入ということで、東京テレメッセージと契約のほうをさせていただくようになります。

以上でございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 予定価格イコール設計額だと思いますので、この予定価格を算出、決定をするに当たって、契約業者から見積もりをもらって、その見積もりを町が精査をして予定価格を設定をしたと、いわゆる設計額を決めたということで理解してよろしいのかどうか。

それと、請負比率98.90%、平均的な公共工事が約98%ということなのかもしれませんが、ちょっと随契だからしようがないと言えしようがないですけども、請負比率についてはちょっと高目かなという感じがするのですが、設計額の決め方によってこの請負比率というのは変わってきてしまいますので、請負業者からももらった見積もりで精査をしてということなのですけども、この精査の中身なのですけども、どのような形で精査をさせていただいて、予定価格を決定をしたのか。予定価格決定については、最終的には町長が決定するのでしょうかから、それ決定する段階においてさまざまなその過程があると思いますが、その辺についてもしわかる範囲内で影響がなければということで教えていただければと。

98.9%というのが平均的には0.9%ぐらいが多いのかなと、1%ぐらいほかの公共工事よりは平均的には多いのかな、高いのかなというふうに思うのですが、これは場合によってはやむを得ないのかなというふうに思います。

ラジオの購入については、やはり親会社と契約するわけですか、今度。今回の契約ではなくて、親会社と契約をするという理解でよろしいですか。その辺確認をお願いいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 1点目の設計の関係につきましては、先ほど来申し上げましたが、設計に関してはもう東京テレメッセージさんとその認定業者ということで、工事仕様書と設計の計算は東京テレメッセージさんとエヌエイチケイアイテックが適切に行うということになっておりまして、その参考見積もりに基づいて町のほうで打ち合わせを行った上で、新庁舎の配線等も含めて、設置場所等々も含めまして打ち合わせを行った中で予定価格のほうを設定させていただいたものでございます。

そういった中で、先ほども申し上げましたが、今、副議長からもお話ありましたが、設計金額とイコール予定価格でございますが、こちらの価格については先ほど業者のほうからもございましたが、お話もあったということでありましたが、前提といたしまして、そういう値下げを前提とした価格設定にはされていないというお話がありましたということで、そもそも予定価格、設計価格自体が低い価格に設定されているということで、今回の請負比率が98.90、マイナス1.10%という形になったというふうに考えております。

それと、ラジオ本体でございますが、先ほど申し上げたとおり、東京テレメッセージからの購入ということで、また別途契約ということになりますので、よろしく願いいたします。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

○7番 今村好市議員 了解。

○青木秀夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 町道路線の廃止について

○青木秀夫議長 日程第14、議案第42号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第42号であります。町道路線の廃止ということであります。

本案につきましては、板倉町大字西岡新田地内、東北道西側部分です。聖陽株式会社による太陽光発電施設の設置に伴い、土地の一体的利用を図るため、町道路線の廃止の協議があり、現状を慎重に審査した結果、廃止しても支障がないと認められることから、町道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線につきましては、町道7004号線ほか1路線、廃止路線の合計延長87.7メートル、幅員2メートルから2.2メートル、総面積が書いていないのだけれども、わかりますか、後で。総面積については、ちょっと今私のほうからでなく、もし質問があれば質問をいただきたいと思いますが、そういったことでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 議員協議会のときに、館林との町村境界に当たるところであるということで、館林市との協議をしたほうがいだろうという提案をしておいたのですが、その結果についてはどのような、支障がないということであればいいのですが、その結果についてお聞きをしたいと思います。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

〔高瀬利之都市建設課長登壇〕

○高瀬利之都市建設課長 ただいまのご質問でございますけれども、今回の町道の廃止につきまして、館林につきましては、道路河川課になります。そちらのほうへ説明をいたしまして、特に問題はないということ

で回答をいただいております。

先ほど町長からの面積の関係でございますけれども、道路と水路もありますけれども、含めて660平米の面積になります。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 廃止後の底地については、当然払い下げということになると思うのですが、水路については青線なのですか。

「[そうです]」と言う人あり

○7番 今村好市議員 それも払い下げをするわけですか。町が払い下げできてしまうのですか。

「[はい]」と言う人あり

○7番 今村好市議員 その辺の底地の処分についてお聞きをいたします。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 底地につきましては、道路用地と水路用地、これは全て町のほうに譲与されておりますので、町からの処分という形になると思います。聖陽さんのほうからは払い下げの申請も上がってきております。よろしくお願いいたします。

○7番 今村好市議員 結構です。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

○7番 今村好市議員 はい。

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「[なし]」と言う人あり

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい

て

○青木秀夫議長 日程第15、議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について及び日程第16、議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第43号、同じく第44号につきましては、議長のご指示どおり、平成30年度それぞれの会計の補正予算でありますので、一括して説明をいたしたいと思えます。

初めに、議案第43号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億5,511万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金に7万円、寄附金に10万円、繰越金に472万8,000円、諸収入に521万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費に20万円、総務費に788万9,000円、衛生費に45万8,000円、商工費に201万円、土木費に575万円、教育費に470万円をそれぞれ追加し、民生費から97万円、農林水産業費から992万円をそれぞれ減額をするものでございます。

以上が平成30年度板倉町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。

次に、議案第44号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算、同じく1号についてということでご説明を申し上げたいと思えます。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億8,115万円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に一般会計から168万1,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に臨時職員経費として168万1,000円を追加するものでございます。

以上、平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。

以上、43号、44号、両議案を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これらにつきましても、改めての課長の説明は予定をしておりますが、ご疑問の場合はご質問をお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第43号及び議案第44号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたと思えますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び議案第44号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

散 会 （午前10時08分）